

●香川県告示第125号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者が家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成25年3月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 実施の目的

ブルセラ病の発生予防のため

2 実施する区域

3の(1)から(3)までについては、さぬき市、観音寺市、三豊市及びまんのう町、3の(4)から(6)までについては、香川県全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (2) 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (3) 前2号の牛と同一施設内で飼育している牛
- (4) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合させる催物に出品しようとする雌牛
- (5) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合させる催物に出品しようとする雌牛
- (6) その他知事が検査を必要と認める牛

4 実施の期日

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

5 検査の方法

急速凝集反応法による検査、酵素免疫測定法による検査、補体結合反応検査及び臨床検査